

# 防府市汚水処理施設整備構想（案） 概要版

## 1 汚水処理施設整備構想とは

健全な水環境を再生、維持するためには、水質汚濁の原因である生活排水の処理対策が重要な課題となっています。

この課題に対し、市全域において、どのような汚水処理施設で整備することが経済的かつ効率的かを検討し、健全な水環境を再生、維持するため策定したものが汚水処理施設整備構想です。

また、この構想は本市のみでなく、県内全ての市町で同時期に作成し、それらをまとめたものが山口県汚水処理施設整備構想として策定されています。

なお、この構想は概ね5年毎に見直しされることから、今回改訂するものです。

見直しについては、平成26年に国土交通省、農林水産省及び環境省の3省が合同でとりまとめた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」及び令和3年度に山口県が策定した「山口県汚水処理施設整備構想策定(改訂)市町作業マニュアル」に基づき、人口減少や高齢化の急速な進展、地域社会構造の変化、財政規模に応じた適切な事業規模の見直しを考慮しつつ、地域の実情に加え、時間軸の観点を盛り込んでいます。

## 2 汚水処理施設整備構想の基本方針

前回の構想では、経済比較により集合処理か個別処理かの判定を行い、地域特性、汚水処理施設の特性などを考慮して、どちらの処理が有利かの判定と整備手法について検討し、策定しました。

今回の見直しでは、時間軸の観点到重点をおき、今後10年程度での汚水処理施設整備が概成することを目指すとし、本市の財政規模を考慮した上で合併処理浄化槽での整備を推奨することとしました。

## 3 構想の見直し結果

### （集合処理）

#### 3-1 公共下水道区域

公共下水道事業計画区域内の整備については、今後10年程度で概成となる見込みです。

また、整備済地区においては、公共下水道への接続を促進します。

公共下水道区域内の市街化調整区域については、現在行っている合併処理浄化槽補助金交付事業での個別処理が進んでいる状況であることから、合併処理浄化槽設置整備区域に変更します。ただし、既に公共下水道に接続している箇所については除きます。

### **3-2 漁業集落排水施設事業区域**

整備済みの野島は、既計画のまま据え置きます。また、向島（向島、小田地区）については、公共下水道へ接続させて防府浄化センターにおいて処理する構想でしたが、他の市街化調整区域と同様に、合併処理浄化槽補助金交付事業での個別処理が進んでいる状況であることから、合併処理浄化槽設置整備区域に変更します。

#### **（個別処理）**

集合処理以外の地域は、個人設置型の合併処理浄化槽設置整備区域として位置づけ、補助金制度を用いて汚水処理の普及促進を図ります。

## **4 まとめ**

今回の見直しは、速やかに汚水処理施設の整備を行うことができるように地域の実情及び財政規模を考慮し、現時点における集合処理か個別処理かの判断をしたものであり、今後の人口の動向や開発等の状況変化に対応して、概ね5年後に改めて評価を行い、汚水処理施設整備構想を再度見直すこととします。